

## 青い羽根募金の取り扱いに関する規則 及び同実施細目の一部改正について

平成十七年度第三回理事会において、青い羽根募金の取り扱いに関する規則の一部改正案が承認されました。また、これに伴い、同規則実施細目の一項を改正しました。それぞれの新旧対照表は、以下のとおりです。改正関連部分には、傍線を引いています。

### 〈青い羽根募金の取り扱いに関する規則の一部改正新旧対照表〉

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、青い羽根募金の健全な発展を図るために必要な事項を定めることにより、社団法人日本水難救済会(以下「本会」という。)及びその会員たる、水難救済事業を行う地方公益法人、特定非営利活動促進法に基づく法人又は任意公益団体(以下「地方組織」という。)の水難救済活動を図り、もつて海上産業の発展、海上交通の安全確保並びに海事思想の普及及び宣伝に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、青い羽根募金(以下「募金」という。)の健全な発展を図るために必要な事項を定めることにより、社団法人日本水難救済会(以下「本会」という。)及びその会員たる、水難救済事業を行う地方公益法人、特定非営利活動促進法に基づく法人又は任意公益団体(以下「地方組織」という。)の水難救済活動を図り、もつて海上産業の発展、海上交通の安全確保並びに海事思想の普及及び宣伝に寄与することを目的とする。</p>

新	旧
<p>(青い羽根募金の定義)</p> <p>第二条 この規則において、青い羽根募金(以下「募金」という。)とは、毎年、本会及び第五条の規定により、本会会長(以下「会長」という。)の承認を受けた地方組織が、青い羽根を用いて行う寄附金の募集であつて、その寄附金を水難救済事業の推進に用いることを目的とするものをいう。</p>	<p>(青い羽根募金)</p> <p>第二条 この規則において、青い羽根募金とは、毎年、本会及び本会の承認を受けた地方組織が、青い羽根を用いて行う寄附金の募集であつて、その寄附金を水難救済事業の推進に用いることを目的とするものをいう。</p>
<p>(青い羽根募金による寄附金の使用に当たっての留意事項)</p> <p>第三条 募金及び募金による寄附金の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(一) 募金は、寄附者の自発的な任意の協力を基礎とするものである。</p> <p>(二) 募金による寄附金は、次条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。</p>	<p>(募金及び募金による寄附金の使用に当たっての留意事項)</p> <p>第三条 募金及び募金による寄附金の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(一) 募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものである。</p> <p>(二) 募金による寄附金は、第三条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。</p>
<p>することを目的とする。</p>	<p>することを目的とする。</p>

	新	旧
	新	旧
(三) 募金による寄附金は、次条に規定した業務であつて、翌年度当初における業務実施等に必要なもの以外は、募金による寄附のあつた当該年度内に使用するよう努めること。	(新規)	(三) 費以外に充ててはならないこと。
(四) 海難救助に必要な物品又は賞じゅつ金の贈与業務	(五) 表彰業務	(五) 人命救助に必要な資器材の保守・運用業務
(四) 人命救助に必要な物品等の	(削除)	(六) 前各号の業務に付帯する業務

(一) 募金及び募金による寄附金の管理業務	資器材の購入及びそれらの整備
(二) 募金による寄附金の管理	(五) 人命救助に必要な資器材の保守・運用
(二) 募金による寄附金の管理の経費及び奨励金の交付業務	(六) 前各号の業務に付帯する業務
(三) 救助出動報奨金の交付及び賞じゅつ金の贈与業務	(一) 募金を実施しようとする地方組織の長は、毎年度当初、次の各号に掲げる事項を記入した募金計画書を会長あて提出し、承認を受けなければならない。
(四) 海難救助に必要な物品又は賞じゅつ金の贈与業務	第五条 募金を実施しようとする地方組織の長は、毎年度当初、次の各号に掲げる事項を記入した募金計画書を本会会長あて提出し、承認を受けなければならない。
(四) 人命救助に必要な物品等の	第五条 募金を実施しようとする地方組織の長は、毎年度当初、次の各号に掲げる事項を記入した募金計画書を本会会長あて提出し、承認を受けなければならない。
二 会長又は地方組織の長は、募金活動を効果的に推進するため、有識者等を青い羽根募金アドバイ	二 会長又は地方組織の長は、募金活動を効果的に推進するため、有識者等を青い羽根募金アドバイ

新	旧
<p>ザーに、募金活動を応援してくれる著名人を青い羽根サポーターに、募金活動に積極的に協力する者を青い羽根募金推進員に、それぞれ委嘱することができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第八条 地方組織の長は、別に定めることにより、前月中の募金による寄附金額並びに年度内の募金による寄附金総額及びその使用実績を、それぞれ会長に報告するものとする。</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第九条 (省略) (募金結果等の公開)</p> <p>第十一条 会長及び地方組織の長は、次に掲げる事項について、ホームページに公開するとともに、外部から</p>	<p>ザーに、また、募金活動を応援してくれる著名人を青い羽根サポーターに、また募金活動に積極的に協力する者を青い羽根募金推進員に、それぞれ委嘱することができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第八条 地方組織の長は、募金強調運動期間終了後、速やかに募金による寄附金額及びその使用計画を本会会長に報告するものとする。</p> <p>二 地方組織の長は、毎年度終了後速やかに当該年度の使用実績を本会会長に報告するものとする。</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第九条 (省略) (募金結果の公開)</p> <p>第十一条 本会及び地方組織は、第八条第一項及び第二項に掲げる事項について、次の各号により公開しなければならない。</p>

新	旧
<p>の問い合わせに答えることがで きるよう整理しておかなければ ならない。</p> <p>(一) 会長は、本会及び全ての地 方組織の募金による寄附金 総額及び業務実績</p> <p>(二) 本会会長は、本会及び全地 方組織の募金総額及び業務 実績</p> <p>(一) 地方組織の長は、当該組織 の募金による寄附金総額及 び業務実績</p> <p>(二) 地方組織の長は、当該組織 の募金総額及び業務実績 の実績</p> <p>(区分経理)</p> <p>第十二条 会長及び地方組織の長 は、募金による寄附金に係る経理 については、その他の経理と区分 して整理しなければならない。 (募金活動所要経費)</p> <p>第十三条 地方組織の長は、募金活 動に必要な資材(青い羽根、募金 箱、ポスター、幟旗等)の調達に 係る経費を負担するものとする。</p> <p>二 会長又は地方組織の長は、第七 条により募金の協力を依頼した 関係団体等に対し、当該団体等の募</p> <p>の問い合わせに答えることがで きるよう整理しておかなければ ならない。</p> <p>(一) 本会会長は、本会及び全地 方組織の募金総額及び業務 実績</p> <p>(二) 本会会長は、本会及び全地 方組織の募金総額及び業務 実績</p> <p>(区分経理)</p> <p>第十二条 会長及び地方組織の長 は、募金による寄附金に係る経理 については、その他の経費と区分 して整理しなければならない。 (募金所用経費)</p> <p>第十二条 各地方組織の長は、募金 に必要な資材(青い羽根、募金箱、 ポスター、幟旗等)の調達に係る 経費を負担するものとする。</p> <p>二 会長又は地方組織の長は、第七 条により募金の協力を依頼した 関係団体等に対し、当該団体の募</p>	

	新	旧
募金活動所要経費として当該団体等に係る寄附金の百分の二〇を上限として交付することができる。	募金活動所要経費として当該団体に係る寄附金の百分の二〇を上限として交付することができる。	
(経理監査)	(経理監査)	
第十三条 会長は地方組織の長に対して、これら地方組織の適正な募金を確保するために必要な限度において、募金及び募金による寄附金に関し報告させ、又は、職員により、これら地方組織の事務所に立ち入りさせ、募金及び募金による寄附金の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	第十三条 会長は地方組織の長に対して、これら地方組織の適正な募金を確保するために必要な限度において、募金及び募金による寄附金に関し報告させ、又は、職員にこれら地方組織の事務所に立ち入り、募金及び募金による寄附金の状況若しくは、帳簿、書類その他の物件を検査させることができること。	
(募金の承認の取り消し)	(募金の承認の取り消し)	
第十四条 (省略) (細目への委任)	第十四条 (省略) (細目への委任)	
第十五条 (省略)	第十五条 この規則の実施に関する細目は、本会理事長が定める。	
附則	附則	
この規則は、平成九年六月十一日から施行する。	この規則は、平成十一年十月一日起して交付することができる。	

(目的)	新	旧	(目的)	新	旧
この規則は、平成九年六月十一日から施行する。	この規則は、平成十一年十月一日起して施行する。		この規則は、平成十五年四月一日から施行する。	この規則は、平成十五年五月一日から施行する。	
附則	附則		附則	附則	
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。	この規則は、平成十八年六月一日から施行する。		この規則は、平成十六年四月一日から施行する。	この規則は、平成十五年五月一日から施行する。	
この規則は、平成十八年六月一日から施行する。			(新規)		

(青い羽根募金の取り扱いに関する規則実施細目の一  
部改正)

新旧対照表

	新	旧
新		
第一条 (省略) (募金計画書)	第一条 (省略) (募金計画書)	第一条 (省略) (募金計画書)
第二条 規則第五条の募金計画書 は様式一号によるものとし、毎年、四月一五日までに提出すること。	第二条 規則第五条の募金計画書 は様式一号によるものとし、毎年、四月一五日までに提出すること。	第二条 規則第五条の募金計画書 は様式一号によるものとし、毎年、四月一五日までに提出すること。
なお、同様式の使用計画のうち、(一)と(二)を合計した額は、寄附金総額の概ね三〇パーセントを上限とすること。	なお、同様式の使用計画のうち、(一)と(二)を合計した額は、寄附金総額の概ね三〇パーセントを上限とすること。	（なお書き、新規）
二 (省略) (募金強調期間の変更)	二 (省略) (募金強調期間の変更)	二 (省略) (募金強調期間の変更)
第三条 規則第六条の募金強調期間の変更に当たっては、地域の事情等を考慮して行うこと。	第三条 規則第六条の募金強調期間の変更に当たっては、規則第八条に伴う報告期限等を考慮して行うこと。	第三条 規則第六条の募金強調期間の変更に当たっては、規則第八条に伴う報告期限等を考慮して行うこと。
第四条 (省略) (報告)	第四条 (省略) (報告)	第四条 (省略) (報告)
第五条 規則第八条に規定する報告は次による。	第五条 規則第八条の報告は次による。	第五条 規則第八条の報告は次による。
(一) 每月分(三月分を除く。)の (二) 寄附金総額及びその使用計	(一) 每月分(三月分を除く。)の (二) 寄附金総額及びその使用計	(一) 每月分(三月分を除く。)の (二) 寄附金総額及びその使用計

	新	旧
新		
報告は翌月の十五日を期限とし、電話又はファックスにより行うものとする。	報告は翌月の十五日を期限とし、電話又はファックスによるものとする。	報告は翌月の十五日を期限とし、電話又はファックスによるものとする。
(二) 每年の年度内の募金による寄附金総額及びその使用実績の報告は、次年度の四月十五日を期限とし、様式三号により行うものとする。	(二) 使用実績の報告は様式第四号によるものとし、毎年、次年度の四月十五日までに行うこと。	(二) 使用実績の報告は様式第四号によるものとし、毎年、当年度の十月十五日までに行うこと。
(運営協議会)	(運営協議会)	(運営協議会)
第六条 規則第九条の運営協議会は次により実施する。	第六条 規則第九条の運営協議会は次により実施する。	第六条 規則第九条の運営協議会は次により実施する。
(一) (二) (省略)	(一) (二) (省略)	(一) (二) (省略)
(三) 委員委嘱状は様式四号による。	(三) 委員委嘱状は様式五号による。	(三) 委員委嘱状は様式五号による。
(四) (省略) (募金結果等の公開)	(四) (省略) (結果の公開)	(四) (省略) (結果の公開)
第七条 規則第十条の募金結果等の公開は次による。	第七条 規則第十条の結果の公開は次による。	第七条 規則第十条の結果の公開は次による。
(二) (二) (省略) (募金活動所要経費)	(二) (二) (省略) (募金活動所用経費)	(二) (二) (省略) (募金活動所用経費)
第八条 規則第十二条第一項の調達に係わる経費とは地方組織に	第八条 規則第十二条第一項の調達に係わる経費とは地方組織に	第八条 規則第十二条第一項の調達に係わる経費とは地方組織に

新	旧
おける募金活動に必要な資材の 購入費及び資材輸送費の合計を いう。	あつては資材の購入費及び資材 輸送費の合計をいい、後援者であ る海上保安庁にあつては資材の 購入費及び資材輸送費の合計と 募金の寄附金総額の三〇%を比 較し少ない方の額をいう。
（経理監査）	（経理監査）
第九条 規則第十三条の経理監査 は原則として次により実施する。 （二）～（二）（省略） （三）立ち入り監査 会長が必要と 認めた地方組織に対し、本会職 員二名一組により、立ち入り監 査を実施する。	第九条 規則第十三条の経理監査 は原則として次により実施する。 （二）～（二）（省略） （三）立ち入り監査 会長が必要と 認めた地方組織に対し、日本水 難救済会職員二名一組により、 立ち入り監査を実施する。

二 本会に、地方組織毎に、監査日  
時、監査場所、監査目的、監査事  
項、監査結果等を記入できる様式  
の監査簿を置く。  
三 経理監査に必要な経費は規則  
第四条（二）号を適用する。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日  
から適用する。

（新規）



理事会の様子

〈青い羽根募金の取り扱いに関する規則実施細目に規定する

　　様式一号から様式四号の改正〉

前掲のとおり、同実施細目の一  
部変更に伴い、同細則に規定して  
いた様式一号から様式五号のうち、旧  
様式三号（寄附金総額及び使  
用計画書）を削除するなど、新たに  
様式一号（募金計画書）から様  
式四号（委嘱状）までを次のとおり規定しました。

主な変更内容は、募金による寄附金を充當できる業務を見直した  
ことによる支出項目の変更や、年度の中間期における地方からの寄  
附金総額と使用計画書の提出を廃止したことによる様式変更です。

様式1号(実施細目第二条第1項関係) 平成〇年〇月〇日

平成〇年度募金計画書

社団法人日本水難救済会

会長 殿

〇〇〇水難救済会

会長 印

平成〇〇年度「青い羽根募金」を次のとおり実施したいので、承認願います。

記

1 募金目標額 円

2 使用計画(前年度からの繰越金 円を含んだもの。)

区分	金額	支出時期	備考
(1) 募金活動用物品等購入費			
(2) 募金広報・宣伝費			
(3) 寄附金管理経費			
(4) 人命救助訓練等経費			
(5) 出動報奨金			
(6) 賞じゅつ金			
(7) 海難救助用物品等購入費			
(8) 海難救助用物品等保守運用経費			
(9) 表彰経費			

3 募金強調運動期間 月 日～月 日

4 募金運動方法

5 規則第7条による募金の依頼先

6 その他

(記入上の注意事項)

- ① 寄附金使用計画については出来るだけ経費内訳(単価、員数、カ所名等を記入)を添付して下さい。
- ② 募金強調運動期間は、規則第6条に規定する期間と異なる場合のみ記入して下さい。
- ③ 他の水難救済会に参考となると思われる募金運動方法を記入して下さい。

様式3号(実施細目第五条第2項関係) 平成〇年〇月〇日

平成〇年度寄附金使用実績報告書

社団法人日本水難救済会

会長 殿

〇〇〇水難救済会

会長 印

標記について、青い羽根募金規則第8条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 寄附金総額 円

2 使用実績(前年度からの繰越金 円を含んだもの。)

区分	使用内訳			備考
	月/日	内訳	金額	
(1)募金活動用物品等購入費 計 円	/	青い羽根 ○本 募金箱 ○箱		
(2)募金広報・宣伝費 計 円		募金周知用リーフレット ○枚		
(3)寄附金管理経費 計 円		臨時職員人件費 ○名×○ヶ月		
(4)人命救助訓練等経費 計 円	/	(記入例) ○○救難所救難訓練 参加人員 ○○名		
(5)出動報奨金 計 円	/	○月○日海難出動 ○○救難所 ○○名		
(6)賞じゅつ金 計 円	/	○○救難所・氏名		
(7)海難救助用物品等購入費 計 円	/	救命索発射器 ○台 救命胴衣 ○個		
(8)海難救助用物品等保守運用経費 計 円	/	G Sポンプ 分解手入れ ○台		
(9)表彰経費 計 円	/	表彰盾負担金 ○枚		
(10)次年度繰越額 円		(使用目的を明確に記入のこと。)		

3 その他

(記入上の注意事項)

- ① 用紙に收まらない場合は、この様式に従って作成して下さい。
- ② 内訳には1万円以上のものを記載し、それ以外はまとめて記載して下さい。

様式2号(実施細目第二条第2項関係) 平成〇年〇月〇日

募 金 承 認 書

〇〇水難救済会会長 殿

社団法人日本水難救済会

会長 印

貴水難救済会から申請のあった平成〇年度「青い羽根募金」を承認します。

なお、募金の実施に当たっては、「青い羽根募金の取り扱いに関する規則」を厳守するとともに、本会から指示があった場合はこれに従うこと。

様式4号(実施細目第6条関係)

委 嘴 状

〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

あなたを社団法人日本水難救済会「青い羽根募金の取り扱い規則」第9条に基づき、運営協議会の委員に委嘱します。

平成〇年〇月〇日

社団法人日本水難救済会  
会長 印